

平成27年 第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成27年1月21日(水) 午後1:30~午後2:00

2. 場 所 : 役場庁舎2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

1番 畠山 賢悦

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

## 7. 会議の概要

(平成27年 第1回 1月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4番 長井 進 君 にお願ひします。</p>
	(村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年 第1回 新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、配布のとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名 委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名 委員は、議長指名と申すことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、3番 長根 孝衛 君 並びに6番 坂根 重友 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に日程第3、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程3 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は贈与2件売買2件使用貸借1件となっております。</p> <p>それでは、受付番号1号について説明いたします。</p> <p>P3の受付番号1号の農地法第3条の許可申請は、贈与によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P4に農地法3条1項の調査書、P5に許可申請書の写し、P6～P7に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。申請地箇所は親族間の贈与であり譲受人が県外に居住しており耕作できないので親族である譲受人に贈与するものであります。</p> <p>受付番号2号について説明いたします。</p> <p>P8の受付番号2号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P9に農地法3条1項の調査書、P10に許可申請書の写し、P11～12に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。受付番号2号も、譲渡人が県外に居住しており</p>

	<p>耕作できないというのが理由で譲受人に売買するものであります。また譲受人の経営状況をみて地域調和、周辺農地状況等別紙農地法3条1項の調査書に記載のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上で2号の説明を終わります。</p> <p>P13の受付番号3号の農地法第3条の許可申請は贈与によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P14に農地法3条1項の調査書、P15に許可申請書の写し、P16に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。この申請は青年就農給付金を受けるために祖父から孫へ贈与するものであります。譲受人の経営状況をみて地域調和、周辺農地状況等別紙農地法3条1項の調査書に記載のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上で3号の説明を終わります。</p> <p>次にP17の受付番号4号の農地法第3条の許可申請は売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P19に農地法3条1項の調査書、P20に許可申請書の写し、P24からP29まで申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。この申請地箇所は、譲渡人が県外に居住しており耕作できないので譲受人に売買するものであります。譲受人の経営状況をみて地域調和、周辺農地状況等別紙農地法3条1項の調査書に記載のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上で4号の説明を終わります。</p> <p>次にP30の受付番号5号の農地法第3条の許可申請は使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P31に農地法3条1項の調査書、P32に許可申請書の写し、P34からP41まで申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再契約をするものであります。また別紙農地法3条1項の調査書に記載のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で5号の説明を終わります。</p>
議長	<p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号第1号から第5号までを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議長	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>以上で本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>これをもって平成27年第1回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

議 長

署名者

署名者